

中央防災会議
第45回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議 議事次第

日 時：令和7年7月1日（火）15:00～15:15

場 所：官邸2階大ホール

1. 開 会

2. 議 題

(1) 防災基本計画の修正について【決定事項】

(2) 令和7年度総合防災訓練大綱について【決定事項】

(3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係

- ・南海トラフ地震防災対策推進地域の指定及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定について〈答申〉

- ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更について

(4) その他報告事項

- ・災害対策基本法等の一部を改正する法律について

- ・会長専決事項の処理について

3. 会長発言（内閣総理大臣）

4. 閉 会

○坂井内閣府特命担当大臣（防災）

防災担当大臣の坂井学です。ただいまから、中央防災会議を開会いたします。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

時間も限られておりますので、各委員のご紹介は、配付の名簿のとおりとさせていただきますが、本日から内閣府防災監が委員に着任しております。また、この度、兵庫県立大学大学院の阪本教授が委員に着任しましたので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

○阪本委員（兵庫県立大学大学院教授）

兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科の阪本と申します。この度委員に着任いたします。よろしくお願いいたします。

○坂井内閣府特命担当大臣（防災）

よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。4つの議題について、一括して説明をした後、意見交換を行い、決定事項につき、お諮りしたいと思います。議題について、鳩山内閣府副大臣からご説明をお願いいたします。

○鳩山内閣府副大臣（防災担当）

内閣府副大臣の鳩山でございます。

お手元の資料に沿ってご説明申し上げます。本日は、防災基本計画の修正、令和7年度総合防災訓練大綱、「南海トラフ地震対策特別措置法」に基づく地域指定に係る答申及び「基本計画」の変更が、この会議での決定事項となっております。

まず、議題1の「防災基本計画の修正」について、ご説明いたします。

資料1の右側をご覧ください。令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた災害対策の強化として、避難生活環境の確保などの被災者支援の充実、保健医療福祉支援の強化、官民連携や人材育成の推進、防災DXの加速等に係る修正を行っています。

左側をご覧ください。先の通常国会において成立した、災害対策基本法等の一部を改正する法律をはじめとする法令の改正を踏まえた修正のほか、大船渡市林野火災の教訓を踏まえた修正など、最近の施策の進展等を踏まえた修正を行っています。

次に、議題2の「令和7年度総合防災訓練大綱」についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。総合防災訓練大綱は、訓練を企画・実施する際の基本方針、国の訓練事項、地方公共団体の訓練への留意事項を示すものです。今年度は、スフィア基準に沿った避難所の生活環境の向上など、能登半島地震等の既往災害を踏まえた災害対応力向上等に重点を置いた内容としております。

次に、議題3の「南海トラフ地震対策特別措置法関係」についてご説明いたします。

資料3-1をご覧ください。南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、内閣総理大臣から諮問のあった「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定について、本年3月末に公表された新たな被害想定や関係都府県の意見を踏まえ、各地域の指定に関する答申案をお諮りするものです。「推進地域」は、震度6弱以上の地域、津波高3メートル以上で海岸堤防が低い地域などを基準として、前回の指定から16市町村を追加した、計723市町村を指定する案です。また、「特別強化地域」は、津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域などを基準として、前回の指定と同じ計139市町村を指定するものです。

資料3-2は、地域指定の答申案になります。

続いて、資料3-3をご覧ください。南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更について、お諮りいたします。

今回の変更では、本年3月末に南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループで示された新たな被害想定を踏まえ、総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携や新たに災害関連死防止のための被災者支援を基本的方針に加えるとともに、死者数を概ね8割減少させるなどの今後10年の新たな減災目標を掲げております。

この目標を達成するため、「南海トラフ地震防災対策推進地域」を対象とした個別の施策毎の具体目標を充実させるとともに、そのうち「命を守る」「命をつなぐ」ために特に重要な施策について、重点的にモニタリングを実施することとしております。

最後に、報告事項でございます。

まず、災害対策基本法等の一部を改正する法律について報告いたします。資料4をご覧ください。先の通常国会において成立した本改正法では、国による災害対応の強化、福祉的支援の充実、ボランティア団体等との連携、インフラ復旧の迅速化など、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた幅広い内容を盛り込んでおります。公布日施行の一部規定を除き、本日から施行することとしております。改正法の円滑な運用を進め、引き続き、我が国の災害対応力を強化してまいります。

最後に、会長専決事項の処理について、ご報告します。資料5のとおり、前回の中央防災会議以降、本日までの間に、46件を会長専決いたしております。

私からは以上となります。

○坂井内閣府特命担当大臣（防災）

それでは、審議に移ります。議題につきまして、ご発言をよろしくお願いたします。

まずは、村上総務大臣からお願いいたします。

○村上総務大臣

総務省消防庁では、本年2月以降、岩手県大船渡市、愛媛県今治市で発生した大規模な林野火災を踏まえ、防災基本計画を修正しています。具体的には、気象状況に応じて警戒情報を発表することによって火災予防を強化すること。地上と空中からの消火を連携することによって迅速かつ効果的な消火活動を実施すること。林野火災に有効な車両や資機材を充実し、緊急消防援助隊や消防団の体制を強化することなどに取り組みます。また、南海トラフ地震防災対策推進基本計画についても変更を加えており、緊急消防援助隊や消防団を充実強化するとともに、消防分野におけるDXや新技術の研究開発等を推進してまいります。以上です。

○坂井内閣府特命担当大臣（防災）

次に、中野国土交通大臣お願いいたします。

○中野国土交通大臣

国土交通省では、あらゆる自然災害から国民の命と暮らしを守るため、総合的な防災・減災対策に取り組んでいます。能登半島地震で得た教訓や切迫する南海トラフ地震等への対応として、道路法、航空法、港湾法、水道法等を改正し、応急対応の円滑化等を進めるとともに、災害対策基本法の改正を受け、TEC-FORCEの増強や、行政・民間・学識など多様な主体との連携強化を進めてまいります。災害対応の重要性が増す中、国土交通省としましては、このような取組みを推進し、災害対応力を格段に引き上げてまいります。以上です。

○坂井内閣府特命担当大臣（防災）

ありがとうございます。続きまして、大原委員お願いいたします。

○大原委員

東京大学総合防災情報研究センターの大原美保と申します。人材育成について発言させていただきます。現在の人手不足の現状を考えると、スキルを持つ人材の全国的な育成、認定と登録、そして災害時の広域での活用がますます重要であると考えます。スキルを身につけることや災害時に地域に貢献することが、学び手本人やその所属組織の社会的価値として高く評価され、人材育成へのインセンティブとなり得る仕組みについて、更なるご検討をいただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○坂井内閣府特命担当大臣（防災）

ありがとうございます。続きまして、阪本委員お願いいたします。

○阪本委員

兵庫県立大学の阪本です。災害体制に関して一言申し上げます。

南海トラフ地震のような大災害に立ち向かうには、国が一丸となって、災害対応力を強化する必要があります。現在の防災体制は行政中心の仕組みであり、企業・市民等が参画できていない状況です。今回の防災基本計画、法律改正により、被災者を援護するボランティア団体を事前登録することができ、災害福祉支援にも災害救助法が適応されるようになりました。これは、質の高い被災者支援実現に向けた大きな一歩だと思えます。大規模広域災害において、自治体間の格差なく支援を行うために防災庁の設置に期待しております。以上です。

○坂井内閣府特命担当大臣（防災）

ありがとうございます。続きまして、松本委員お願いいたします。

○松本委員

松本です。日本を代表する医療・介護・福祉関係団体で構成する被災者健康支援連絡協議会を代表して申し上げます。超高齢社会のもとで、「福祉的支援等の充実」を図ることは非常に重要です。また、日本医師会の災害医療チーム「JMAT」は、地域に根差し、平時から地域包括ケアや介護・福祉にも関わっている医師や看護職員等が基本です。災害医療全般でも同様に、多様なニーズに対応するため、福祉など様々な職種の連携、また指揮系統に従った活動が必須と考えております。よろしくお願いいたします。以上です。

○坂井内閣府特命担当大臣（防災）

ありがとうございました。そのほか、ございますでしょうか。

それでは、決定事項である議題1、議題2、議題3について、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○坂井内閣府特命担当大臣（防災）

ありがとうございます。

御異議なしということで、原案のとおり決定させていただきます。

それでは、最後に報道の方に入室いただいた後、総理より御発言を願いたいと思えます。

（報道関係者入室）

○坂井内閣府特命担当大臣（防災）

それでは、石破総理、よろしくお願ひいたします。

○石破内閣総理大臣

本日は、お忙しい中、中央防災会議にお集まりいただき、感謝申し上げます。

我が国は世界有数の災害大国であり、南海トラフ地震や首都直下地震はいつ発生してもおかしくないとされる中、災害対策の強化は急務です。

政府においては、今年度、内閣府防災担当の人員と予算を倍増し、様々な対策を迅速に進めながら、令和8年度中の防災庁の設置に向けて検討を加速しているところです。

今回の「防災基本計画」の修正では、先の通常国会における災害対策基本法等の改正の内容や、能登半島地震の教訓を踏まえ、国による迅速な応援体制の確立、福祉サービスの提供など被災者支援の充実、災害NPOをはじめとする多様な主体との連携などについて、必要な事項を定めることといたしました。

令和7年度の「総合 防災訓練 大綱」においては、スフィア基準に沿って食事、トイレ、ベッドなどを提供する避難所運営や、自治体間における広域での応援・受援などの訓練に取り組むことを明記しました。

南海トラフ地震の「防災対策推進基本計画」の見直しにおいては、「今後30年以内に80%程度」という差し迫った発生確率を踏まえ、地震や津波などによる直接的な被害を減らすための「命を守る」対策と、避難生活の中での健康状態の悪化などによる被害を防ぐための「命をつなぐ」対策について、概ね10年間で完遂すべき重点施策を具体的に定め、重点的なモニタリングを行うこととしました。

災害から一人でも多くの命を救うためには、国、自治体、企業、NPOなど、様々な主体が総力を結集して対策を進めることが重要です。坂井大臣を始めとする各大臣におかれましては、今回の一連の決定に基づき、速やかに対策を進めるとともに、自治体や所管団体の取組状況も確認し、必要な支援を行ってください。

また、実践的な訓練、充実した防災教育などを通じて、人材の育成や防災意識の醸成を推進し、社会全体の防災力向上に取り組んでください。

政府においては、人命・人権最優先の「防災立国」を実現してまいります。

指定公共機関の代表者及び学識経験者の委員の皆様におかれましても、引き続きの御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○坂井内閣府特命担当大臣（防災）

それでは、報道の方は御退出願ひます。

（報道関係者退室）

○坂井内閣府特命担当大臣（防災）

それでは、これもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。